

## 農地の売買、贈与、貸借等の許可（農地法第3条）

農地を買いたい（売りたい）方、農地を借りたい（貸したい）方、農業をやってみたい方、は、農業委員会へご相談ください。

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

### ■農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

1 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（すべて効率利用要件）

2 法人の場合は、農業生産法人の要件を満たすこと（農業生産法人要件）

※農業生産法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

3 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）

4 今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること（下限面積要件）

※ 下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的にかつ安定的に継続して行われないことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定（50a）以上にならないと許可はできないとするものです。

なお、農地法で定められている下限面積（50a）が、地域（町）の平均的な経営規模や耕作放棄地の状況などから見て、その地域の実情に合わない場合には、農業委員会で面積を定めることができることとなっています。

5 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

阿賀町農業委員会では、管内の下限面積を次のように定めています。

地 域	下限面積
津川地域	
旧津川町の区域	10
旧小川村の区域	30
旧揚川村（前津川町）の区域	20
旧上条村（前津川町）の区域	20
鹿瀬地域	
旧両鹿瀬村の区域	20
旧日出谷村の区域	30
旧豊実村の区域	30
上川地域	
旧上条村（前上川村）の区域	30
旧西川村の区域	30
旧東川村の区域	30
三川地域	
旧三川村の区域	30
旧下条村の区域	30
旧揚川村（前三川村）の区域	30

#### 【下限面積設定理由】

平成21年4月1日、新潟県より「農地の権利移動に関する事務」の権限移譲を受け、農地法第3条第2項第5号に定める「下限面積に代わる別段面積」が県の告示から削除されました。そのため、県が設定していた阿賀町における別段面積を阿賀町農業委員会が引き継ぎ「平成21年12月15日付け、阿賀町農業委員会公示第1号」に定め現在施行しています。

#### 【検討結果】

「農業委員会の適正な事務実施について（平成21年1月23日付け20経営第5791号）経営局長通知、及び平成22年12月22日付け一部改正」に基づき、平成23年6月27日開催、第7回阿賀町農業委員会総会において審議の結果、別段面積については修正なしとし、現行のとおり施行することとした。

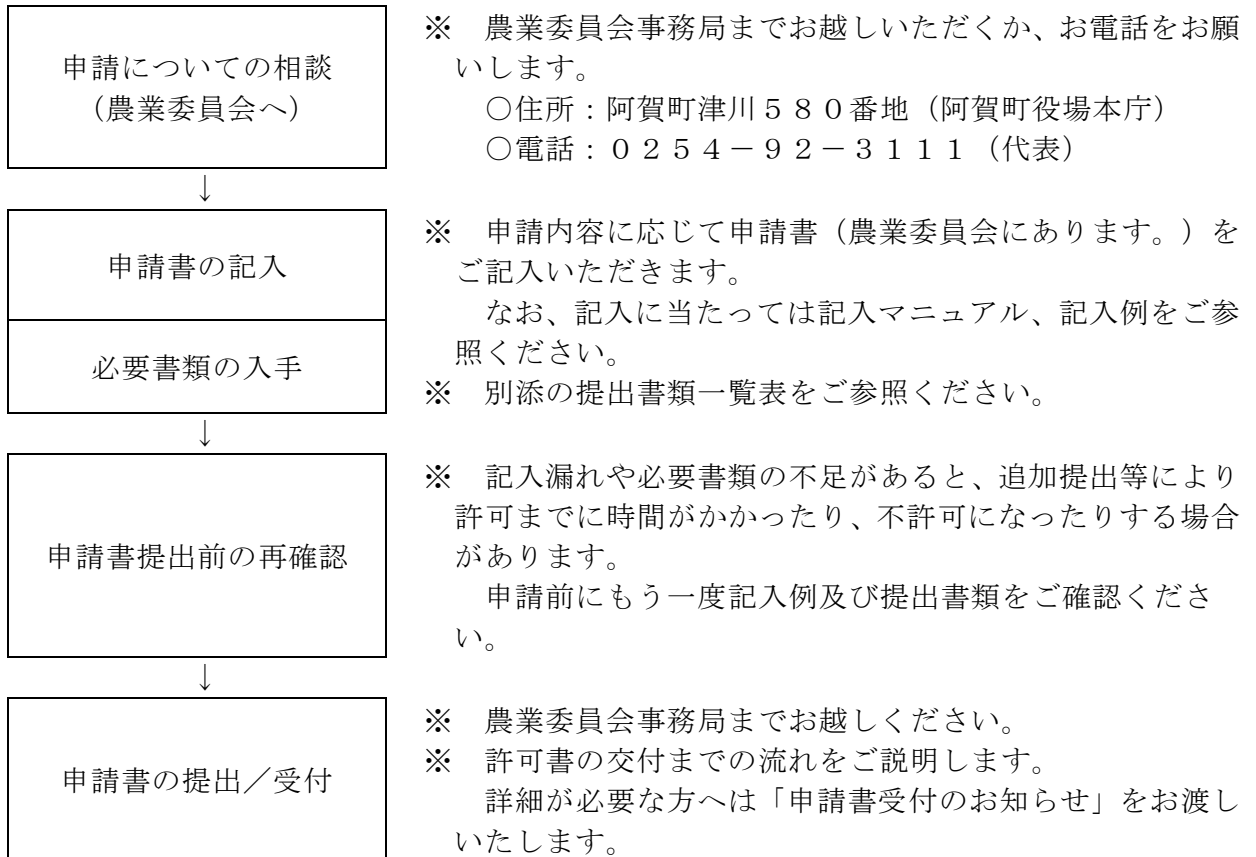
当町は水稻を中心に、認定農業者等への利用権設定を進めていますが、町の高齢化率は40%を超え、担い手不足をはじめ、将来における遊休農地の増加が懸念されることから、既存の別段面積について毎年検討（見直し）することとしています。

## ■農地法第3条許可事務の流れ

○農業委員会では農業者からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどを説明いたします。

○阿賀町農業委員会では、申請書の受付期限日から許可書の交付までの事務の標準処理期間を20日～25日と定め、迅速な許可事務に努めています。なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは次のとおりです。

### ★申請者の方の流れ



### ★農業委員会等の流れ

